

令和7年度の目標増殖量の取り扱いについて

1. 背景

- 内水面第5種共同漁業権は、漁業法第168条において、水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならないと規定されている。
- 漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示すこととされている。令和7年度の目標増殖量は第365回委員会において表1（マス類抜粋）のとおり定めた。
- イワナを漁業権の対象魚種とするほとんどの漁協では、例年、秋に体重15g程度のイワナ種苗（満1歳）を醒井養鱒場から購入し、漁場に放流している（秋放流）。
- 令和7年度は、醒井養鱒場においてイワナ稚魚に特定疾病が発生したことに伴い、秋に計画されているイワナの放流が困難な見通しとなっているため、イワナの増殖にかかる方針について協議を行うもの。

2. 令和7年度のイワナの増殖にかかる方針案

- 醒井養鱒場では、今年の秋は体重15g程度のイワナ種苗が供給できないことから、表2のア～ウの代替となる方法を示すこととしたい。
- イワナの増殖においては、漁場の特徴や遊漁者のニーズなどにより、それぞれの漁場で適した代替方法が異なると考えられることから、漁協の意思による選択を尊重することとしたい。なお、事情により2つ以上の代替方法を組み合わせることも可能とする。
- 県内のイワナ資源には、保全すべき希少な系統が存在することなどから、滋賀県外で種苗生産・育成されたイワナ種苗（卵を含む）の放流は控えるよう指導する。
- 醒井養鱒場での生産上の必要性から、水産課が早急に各漁協の意向を確認して各種苗の必要量を取りまとめる。
- 本委員会で決定する代替方法により放流を行ったときは、令和7年度の目標増殖量のうちイワナに関する部分について達成したものとして取り扱う。

3. 今後の対応

- ① 水産課による各漁協への意向調査（時期：委員会で方針決定後速やかに）
- ② 各漁協が選択した方針に基づく増殖（時期：秋から春）
- ③ 委員会に対して増殖実績の報告（時期：年度末）

表1 内水面第5種共同漁業権漁場における令和7年度の目標増殖量（マス類部分を抜粋）

免許番号 内共第 号	漁協名	河川名	いわな (尾)	いわな卵 (粒)	あまご (尾)	にじます (尾)
1	勢多川	大石川	—	—	600	700
2	勢多川	信楽川	200	—	2,500	2,000
4	土山	野洲川	4,000	—	6,000	5,000
6	愛知川	愛知川	4,300	—	5,600	600
7	奥永源寺	愛知川	20,000	—	30,000	2,000
8	大滝	犬上川	1,000	20,000	30,000	3,000
9	姉川上流	姉川	4,000	—	10,000	1,000
10	草野川	草野川	3,000	—	3,000	2,500
12	杉野川	杉野川	4,000	—	4,000	—
13	丹生川	高時川	2,000	—	5,000	—
15	高島鴨川	鴨川	1,000	—	3,000	2,000
17	朽木	安曇川	10,000	—	10,000	—
18	朽木	針畑川	3,000	—	3,000	—
19	葛川	安曇川	5,000	—	10,000	5,000
		計	61,500	—	102,700	21,800

注1) 種苗1尾の体重は、にじます20g、あまご・いわな15gを基準とする。

注2) あまご、いわなを春に放流する場合は、それぞれ2gを基準とし、あまごは目標増殖量と同尾数、いわなは4.4倍の尾数を放流すること。

表2 秋放流(15g 種苗)の代替となる方法の案^{※1}

増殖方法	考え方
ア 放流の基準サイズである 15 g 種苗の代わりとして、 2 g 種苗での春放流 を行う	本県の目標増殖量の注意書きで既に想定されている方法であり、問題なし。 なお、今回は緊急的な対応であるため、従来のイワナ 15g 種苗の放流と同等の増殖経費を要する場合は、通常時に必要とされる放流尾数（目標増殖量の 4.4 倍）に達しなくてもよいこととする。^{※2}
イ イワナ種苗を アマゴ種苗で代替 して、イワナの目標増殖量と同等の放流を行う。	本県では、イワナ漁業とアマゴ漁業が概ね同じ漁場区域に設定されていることに加えて、マス類の遊漁料金は魚種別に設定されていないことから、漁業免許に両種を含む場合に限り、緊急的な対応として、イワナの代替としてアマゴの放流を認める^{※3}。なお、アマゴは 15g 種苗の秋放流を基本とするが、一部または全部を 2 g 種苗の春放流に置き換えることも認める。^{※4} ニジマスについては、イワナとは生息範囲が大きく異なるため、代替として認めない。
ウ イワナ種苗を イワナ卵に代替 して、目標増殖量と同等の放流を行う。	水産庁の技術的助言においても、卵放流が増殖手法として認められていることから、代替しうると考える。 ただし、稚魚の放流尾数に相当する卵の放流数に明確な基準が無いことから、卵放流で代替する場合は、稚魚での放流と同等の増殖経費を執行する場合に限り認めるものとする。 さらに、イワナ卵放流の知識および技術を有している、または有する者から現地で指導を受けて滞りなく卵放流を行うことができると客観的に判断される漁協に限ることとする。

※1 これらの代替方法は、令和7年度に限定して適用する。

※2 イワナでは1尾当たりの価格は、15g 種苗が 2 g 種苗の 2.7 倍であるので、種苗代以外の経費に変更がない場合は目標増殖量の 2.7 倍の尾数を放流する。

※3 1尾当たりの価格が同じなので、種苗代以外の経費に変更がない場合はイワナの目標増殖量と同じ尾数を放流する。

※4 アマゴでは 2 g 種苗の春放流は、15g 種苗の秋放流と同尾数を放流することとされているので、イワナの目標増殖量と同尾数を放流する。

【参考】関係法令等（抜粋）

○漁業法

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第百六十八条 内水面における第五種共同漁業（第六十条第五項第五号に掲げる第五種共同漁業をいう。次条第一項及び第百七十条第一項において同じ。）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

（遊漁規則）

第百七十条

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

○水産庁長官通知（4水管第57号 令和4年4月14日）海区漁場計画の作成等について

※技術的助言

第4 漁業の種類別の留意事項

3. 共同漁業権

（7）第五種共同漁業について

1) 内水面における第五種共同漁業の免許には、法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。

2) 法第168条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。

5) 第五種共同漁業は、漁業権者が増殖をする場合でなければ免許されず、また、漁業権者が増殖を怠った場合にはその漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

ア 免許時の増殖指針の公表

水産動植物の種類、増殖方法、増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として都道府県知事が別途公表する。

ただし、この指針は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものでない。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮する。

また、稚魚放流に偏重することなく内水面の豊度に応じた卵放流や親魚放流のほか、産卵床・産卵場の造成等繁殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ・汲み下ろし放流等による水産資源の遡上の確保等、その効果に根拠があると認められる手法について、これらの組合せ等についてもあわせて検討する。

このほか、目標増殖量等を稚魚放流の数量で示すに当たり、卵放流、親魚放流、産卵床・産卵場造成を組み合わせで行う場合には、その効果を稚魚放流の数量に変換して置き換える方法も検討する。あるいは、目標増殖量等を、増殖行為にかかる金額に置き換えて示すことも検討する。

一方、震災、原発事故又は豪雨等の天災による漁場の荒廃の影響により、漁業権者が従来と同様の増殖行為を行うことが困難な場合がある。目標増殖量等の設定に当たっては、これらの影響に配慮するとともに復旧の状況に応じて目標増殖量等を柔軟に見直すこと等により、実効性のある増殖を行うよう漁業権者を指導する。

都道府県知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施状況等の報告を求める。